

外来医療計画に係る「対象区域」及び「協議の場」について

■対象区域の設定

ガイドラインにおいては、次のとおり対象区域を設定することとされている。

- 外来医療計画の策定に当たり、外来医療が一定程度完結する区域単位で外来医療に係る医療提供体制の確保に関する取組を具体化するため、対象区域の設定を行う必要がある。
- 対象区域は、二次医療圏とするが、人口規模、患者の受療動向、医療機関の設置状況等を勘案して二次医療圏を細分化した都道府県独自の単位で検討を行っても差し支えない。
- (中略) ただし、外来医師偏在指標などに基づく統一的な基準による外来医療に係る医療提供体制の確保を行う必要があることから、二次医療圏とは異なる区域で検討を行う場合についても、二次医療圏単位の外来医療に係る医療提供体制の確保に関する検討は必ず行い、医療計画に記載すること。

本道において外来医療は二次医療圏で一定程度完結しており、二次医療圏を対象区域として設定することが基本となると考えているところ。

地域の状況によっては、二次医療圏を細分化した単位で検討することも可能とされているが、①二次医療圏を細分化する基準等の整理、②細分化した単位に応じた協議の場の設置、③細分化した単位と二次医療圏における検討の並行実施、などを考慮した上で、その必要性も含めて検討する必要がある。

二次医療圏を細分化することは、地域の関係者などにおいて丁寧に議論を積み重ねる必要があり、今後の検討課題とすることが妥当であると考えられることから、今回の計画策定にあたっては二次医療圏を対象区域として設定することとする。

なお、外来医師偏在指標の算定及び外来医師多数区域の設定については、二次医療圏ごとに行うこととされていることから、検討する単位として二次医療圏を細分化しても影響はないところ。

■協議の場の設置

ガイドラインにおいては、次のとおり協議の場を設置することとされている。

- 都道府県は、二次医療圏その他の当該都道府県の知事が適当と認める区域(以下「対象区域」という。)ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との協議の場を設け、関係者との連携を図りつつ、外来医療機能の偏在・不足等への対応に関する事項等について協議を行い、その結果を取りまとめ、公表するものとされている。
なお、協議の場については、地域医療構想調整会議を活用することが可能である*。

*医療法第30条の18の2第3項

記載されている関係者が協議を行う場として、既に各圏域に地域医療構想調整会議が設置され、当該会議を活用することが医療法で認められているところ。

主に入院医療について協議する地域医療構想調整会議において、外来医療に関する事項を協議することにより、地域に確保すべき医療機能について、包括的な議論を効率的に行うことが期待され、別の場を設けるべき必要性が認められないことから、地域医療構想調整会議を協議の場として活用することとする。